

# 離婚後の面接交渉権とその在り方について

門 脇 稔

一、はじめに

二、面接交渉権の審判例と学説の動向

三、面接交渉権の許容基準

四、おわりに

## 一、はじめに

我が国の離婚判決は、従来有責配偶者からの離婚請求に対し、消極的な立場を貫いてきた。このことは、すでに機能していない、いわば死んだ家庭生活を形式上維持させることであり、夫婦が離婚によって家庭生活の再編を計ろうとする意欲を阻害する。それに対しむしろ離婚を認めることによって家族の新しい生活関係を承認することが建設的であろうとする配慮から昭和六二年九月二日、最高裁は有責配偶者からの離婚請求に対して、従来の判例を変更して、一定の条件の下でそれを認める、とするいわゆる積極的破綻主義を採用するに至った。<sup>(1)</sup>

しかし、周知のごとく離婚にいたる夫婦の多くは未成年者あるいは未成年子を有し、両親の離婚による精神的打撃は少なくない。<sup>(2)</sup>

子を健全に養育することは、本来、両親にとつての重大な役割であり、民法においても八二〇条以下に親の義務として明記されている。ところが、親が離婚すると、その一方は親権を喪失し（八一九条）、子の扶養の

義務は残るものの、法律上、監護権を行使することができないという問題がある。親権者の変更は認められているというものの、子は両親のいずれか一方の監護しか受けることはできない。そして両親は別々に生活するのは当然であるが、離婚は子供の関知しない問題であり、しかも離婚後も親子法上の関係が継続することを考えれば、子が監護権者でないもう一方の親と接触することは、子の立場からの権利として十分尊重されるべきではないか。ここに親のためでない子供の側からの面接交渉権の理論が求められる、すなわち子供が受けた精神的打撃を和らげ、その健全な育成に努める義務は双方の親にあるはずだからである。

面接交渉権とは、親権者、監護者として現実にみずからその未成年の子を監護教育しない親が、その子と個人的に面接、文通または接触する関係を言うが、諸外国においては明文の規定または判例によって監護権者でない親と子の面接が認められており、離婚後、子を訪問し、面接することは親の権利として確立されている。<sup>(3)</sup>

しかし、我が国の従来の支配的な考え方は、親権者、監護者とならなかった親は、蔭ながら子の成長を見守るべきであり、それが親としての心の愛情ある姿であるとしている。これは子供は「家」のものであるという考えに似るのだが、このように面接交渉に関する明文規定は用意しなかった。

ところが核家族化の進行、子の出生率の低下、親権における男女平等観念の普及等によって離婚の際の親権争いが激化し、家庭裁判所の離婚調停

の場合においても親権者指定の一義的で明確な基準がないために、容易に決着がつかないという事態が生じてきたために、監護にあたれない親にも子に対する面接交渉を認めることを条件に調停を成立させるケースが増え、我が国においては、夫婦間の調整を手段として、すなわち親の権利として面接交渉が捉えられるようになった。

しかし、前述のように我が国には民法に明文規定がないため、面接交渉権が法的権利として認められるかが問題となる。従来の審判例は大半が親の権利としてその権利性を肯定しており、学説もその傾向にあるのだが、筆者は面接交渉権を非監護親が子との面会を請求する権利としてでなく、子が非監護親と面会することを両親に求める、子の側の権利として捉えるべきではないかと考える。

以下、これまでの審判例、学説を検討しながら、子のための面接交渉権の在り方について考察していく。

## 二、面接交渉権の審判例と学説の動向

### (1) 審判例の動向

この点につき、我が国で初めての審判例となったのは、東京家裁昭和三九年一月四日審判（家裁月報一七巻四号）であるが、それは子との面接交渉を条件に、離婚すること及び子の親権者を夫とすることを受け入れた妻が、夫の面接交渉権の不履行を理由として申し立てをなした事案である。この審判は、面接交渉権の性質を本質上親に与えられた固有の権利であるとともに、その具体的内容は監護に関連する権利とみており、『……この未成年子に対する面接ないし交渉は、親権もしくは監護権を有しない親として最低限度の要求であり……未成年子の面接ないし交渉する権利を有し、この権利は、未成年者の福祉を害することがない限り、制限されま

たは奪われることはないものと考ええる。そしてこの権利は、監護そのものではないが、監護に関連のある権利というべきであり、子の面接交渉権行使のため必要な事項はまさに民法七六六条第一項による監護について必要な事項と解される』と判示している。

また、東京高裁昭和四二年八月一日審判（家裁月報二〇巻三号）は、面接交渉権は、「親子という身分関係から当然認められる自然権的な権利であり、監護する機会を与えられなかった親として最低限の要求」であるとしており、子の自然権として捉える見解が現在までの審判例における多数説である。最近の例としては東京家裁昭和六二年三月三十一日審判（家裁月報三九巻六号）があり、非親権者である父から子との面接交渉を求めた事案（この事案は父が英国人であった為裁判管轄の問題も生じている）で、「我が国の法律には、面接交渉に関して明文の規定はないのであるが、親権者及び監護者とならなかった親がその子と面接することは、親子という身分関係から当然認められる自然権的な権利であるという側面を持ち、しかも、これらは、監護する機会を与えられなかった親として最低限度の要求であり、親の愛情、親子の関係を事実上保障する最終のきずなともいうことができると解すべきである」と判示している。

以上の面接交渉権の権利性を肯定するのに対し、大阪家裁昭和四三年一月二四日審判（家裁月報二二巻六号）は面接交渉権の権利性を否定している。すなわち、『……面会権なるものは法律上の権利に該当するものとして解することはできず、もちろん家事審判法九条の審判事項にも掲げられていないので関係者の話し合い或は家事調停においてできるかぎり感情を交えず、子の幸福を主眼として決定されるべきであり、家事審判の手續きにおいて判断を受ける事項ではない』と判示する。また前掲東京家裁昭和三九年一月四日審判の抗告審である東京高裁昭和四〇年一月二八日審判

決定（家裁月報一八卷七号）も『離婚の際抗告人（父）に事件本人の監護を託した限りは、抗告人の親権及び監護権を尊重し、事件本人が成人して自ら条理を弁えるようになるまで、それとの面接を避け、蔭から事件本人の健全な育成を祈っていることが事件本人を幸せにすることになるものと判断される』としており、これも権利性を否定したものと思われる。

以上のように面接交渉の権利性を否定する審判例もあるが、大部分の審判例が面接交渉を自然権的な権利として肯定しており、明文規定はないものの、面接交渉権の権利性は実務上承認されたといえよう。最高裁も昭和五九年七月六日の面接交渉棄却審判に対する抗告棄却の決定に対する抗告申立事件（家裁月報三七卷五号）において親権者とされなかった親に子との面接交渉を認めるかどうかは、子の監護に関する処分について定める民法七六六条一項または二項の解釈適用の問題である」と判示している。これは面接交渉権が民法上認められる権利ではあることを前提に面接交渉をめぐる紛争は家事審判法九条一項乙類四号の子の審判に関する処分の対象として審判事項となりえることを明示したもので、面接交渉権の権利性を肯定する従来の審判例を是認している。

## （2）学説の動向

面接交渉権の権利性をめぐっては、従来親の権利として肯定する見解が多かったのに対し、昭和四〇年代の終わりがら親の権利とする見解に対する疑問や批判がでてくるようになったが、多数説は面接交渉権を親の権利として把握し、子の権利とする見解は少数説である。

まず、面接交渉権を親の権利として把握する見解には、

① 明文規定はなくても親子という身分関係から当然に認められる自然権的な権利とする説<sup>(7)</sup>

② 面接交渉権を監護そのものではないにしても監護教育に関連した権利

であるとする説<sup>(8)</sup>

③ 面接交渉権を本質上親に与えられた固有の権利（自然権）であるとともにその具体的内容は監護に関連する権利とみる説<sup>(9)</sup>

④ 親権の一権能としての監護権の一部であるとする説<sup>(10)</sup>  
などがある。この見解によれば、潜在親権または停止された親権の内容として面接交渉権を理解することになる。

以上の見解に対し、面接権を

⑤ 面接交渉権の性質を子の権利とみる説<sup>(11)</sup>

⑥ 親の権利（および義務）であると同時に子の権利であるとする説<sup>(12)</sup>  
とする少数の見解も主張されている。子の権利説では、近時の親権概念の変化を前提として、親権者でない親と子を会わせることが子の利益、福祉となるときは、面接交渉をなすことは子供の権利であるとともに親権者の義務でもあると解し、親権者が面接交渉に消極的であるときは、親権者でない親または関係者の申し立てで（民法七六六条二項は申立人を限定していない為）家庭裁判所が監護に関する処分として面接交渉権の内容を決定することになるとするものである。

以上面接交渉権を肯定する見解であるが、この肯定説の考え方の基礎には、離婚後も共同親権行使の実績をなるべく残すことが子の利益にかなうという基本的認識があり、<sup>(13)</sup> 権利として承認し、面接交渉を積極的に推進することが日本家族法の近代化に役立つという点も考慮されているといえよう。<sup>(15)</sup>

これに対し、面接交渉権そのものを否定する見解もあるが、この否定説は面接交渉権を権利として認め、これを積極的に推進することが子の利益にかなうといえるかがまさに問題であると指摘する。この否定説は昭和四八年五月にアメリカの学者ゴールドシュタインを招いて行われた。

ゴールドシュタインセミナー<sup>(16)</sup>以降、主張されるようになり、実務上も大きな影響力をもったものだが、家族心理学、精神分析学の成果をふまえ、子の日常生活の中で接触をもたない親が面接交渉によって断片的に接触をもつのは、心理学的親子関係を破壊することになり、かえって子の利害を害することになるとする<sup>(17)</sup>。すなわち、子の健全な育成の為には基本的な親子間の愛情関係が不断の継続性をもって安定していることが必要であるという。

以上、我が国における学説の概要であるが、結局面接交渉権の権利性を肯定するか、否定するかは、面接交渉権が子の利益となるかどうかによって判断されるように思える。そこでまず子の利益という観点から肯定、否定両説を検討した上で、面接交渉権の権利性について考察していく。

### (3) 権利性を肯定するメリットについて

否定説は面接交渉が子の権利とならない理由として次の四点をあげている<sup>(18)</sup>。

① 紛争状態にある父母のもとで面接交渉を実施するのは難しい。実現したとしても子に過重な精神的負担や緊張を強いるだけの結果に終わるおそれがある。

② 父母の間に子に対する態度や教育方針などに違いがあると、教育に一貫性がなくなり子のために好ましくない。

③ 面接交渉は非監護親の感情を満足させるだけのものに終わってしまいがちである。非監護親としての責任感や義務感が欠けた場合、また、子の気持ちやニーズを理解しようとする姿勢が欠ける場合は、子にとって面接交渉が意義あるものにならない。

④ 監護親が離婚後も非監護親と何らかの接触を持たざるをえなくなることで紛争が長期化するおそれがあり、それが子に悪い影響をもたらす

可能性もある。

もっとも、否定説は面接交渉を完全に否定しているのではなく、父母間に完全な合意があれば許されるとしている。しかし、面接交渉を許すかどうかの判断はすべて監護親に委ねられ、裁判所の関与する余地はなく、<sup>(19)</sup> 実際には監護親の意思によって面接交渉の可否が決定されることになる。これは前述したように、監護親と子の継続的で安定した心理関係を図ることが子の利益となると考えることによるものである。

まず、①子の権利の保障という観点から面接交渉を支持するものである。子にとって離婚は親子関係の終了を意味するものではなく単に夫婦関係が終了するに過ぎず、子は離婚後も両親と交流する権利や非監護親からの愛情や扶養を受ける権利を持つのであり、これは子の基本的権利として最大限に尊重されるべきだという考え方である。この考え方は欧米でかなり浸透しており、<sup>(21)</sup> 我が国において面接交渉を子の権利とみる説とも考えを同じくしている。<sup>(22)</sup>

②発達心理学の立場から、子の発達のためには両親の存在が必要であるとするものである。これは子の役割同一視やセルフイメージの形成にとって両親との継続的な接触が必要であるとする考え方で、どちらか一方の親との関係が完全に断たれてしまうことは、将来の子のアイデンティティの確立や異性との関係の持ち方などに弊害を生じる恐れがあること、また、一方の親との交流を断たれることは子の良好なセルフイメージの形成にマイナスに作用することを理由としてあげている。

③両親に離婚された子の心理に関する実証的研究の結果に基づき、子と非監護親との継続的な交流の意義を強調するものである。アメリカにおいては Walle staine と Kelly の調査研究の結果が、両親に離婚された子の心理に関する重要な実証的研究として尊重され、法曹にも影響を及ぼし

ているといわれている。

以上が肯定、否定両説の主張であるが、子の健全育成のためには、父母による共同監護がなされるのが最善なのであるから離婚後においても子が以前と変わらない状態で両親の監護を受けることができ、それが最も子の利益に適するだろう。

前述の通り、離婚は子のあずかり知らないものであり、離婚によって夫婦の関係は切れても親子の関係は切れないのである。それならば子が離婚後も両親と交流を維持してよい関係が保てるように面接交渉を実施することが離婚した両親の義務ではなからうか。したがって、面接交渉権は子の利益とならないのみならず、子の利益とすべく行われなければならないのである。この立場からは否定説に対して次のように考えられる。

否定説の理由のうち、②・③については面接交渉権を子の為の義務とすれば、子の利益に沿う形での面接交渉権の方法を両親が協議し、調整を図ることは可能であるから、このことをもって権利性なしとすることはできないと考える。また、子供に生じる忠誠葛藤の問題については、監護親が再婚している場合や子が低年齢の場合には両親間の調整が困難と思われ、忠誠葛藤が生じかねないだろう。しかし、それが常に子の発育の阻害要因になるとはいえず、またその場合だけ面接交渉を制限して単独監護に委ねる方法をとれば足りるのではないだろうか。

理由①・④に対しては確かに父母が接触をもつことによって不仲が再燃すれば、それは子に悪影響を及ぼすだろう。しかし、あくまで子の利益を最優先に考えるべきではなからうか。すなわち、子の利益のための多少の父母の忍耐はやむを得ないものと考えられる。子がある程度の年齢に達すれば、単独で面接をなすことが可能となるし、父母間で調整を要する点については、家庭裁判所を通して協議を行うなど直接父母が接触しなければなら

ない範囲を最小限にとどめるべきである。親側の事情によって子の権利が制限されてはならないのである。

右のように考えてくると、筆者は、原則的には面接交渉権を肯定した上で、具体的な事情によって、その可否を定めるべきであると思う。

#### (4) 面接交渉とその法的性質について

では面接交渉権の法的性質はどのように捉えるべきであろうか。前述のように、我が国では従来、親の権利として面接交渉権を捉える見解が有力であり、審判例においても親の持つ自然権的な権利とされている。だが、筆者は面接交渉権を子のための権利として捉えたい。

子の権利説は親権説を次のように批判する。すなわち、一般国民の間では、まだ「親の為」の親権という意識が強いから、面接交渉権を親の権利として性格づけると結局、「離婚後子に会うことは親の権利」という誤った認識を国民の間に広げていく可能性があるとする。<sup>(24)</sup> また子供はその成長発達に対する権利があり、これは親に対しては扶養を受ける権利と監護教育を受ける権利を含むもので、親が離婚すると監護者とならなかった親からは日常の共同生活を通して監護教育を受けることはできなくなっても、この親に対しても親子としての交流を持つ権利、及びそれによって精神的に成長し、発達する生まれながらの権利をもつはずであり、これを求める子供の権利こそが面接交渉権の本質であると指摘は正当である。<sup>(25)</sup>

この説は面接交渉に関する諸外国の最近の動向においても、面接交渉権を親の権利ではなく親の離婚された子供の権利として捉える傾向が一般的であることを根拠としている。<sup>(26)</sup>

しかし、子の権利説は私的紛争解決の為の技術的概念としての権利という点から、その実益の点で疑問視されている。<sup>(27)</sup> すなわち、もし子が権利者となればその権利の行使にあたっては子から親に対して面接交渉を求める

形となる。そして、通常、子が幼いので親権者が代わって家庭裁判所に調停ないし審判の申し立てをなすべきことになるが、面接交渉をめぐるトラブルの実際からすると親権者が申し立てをなすことは望み薄であり、現行法上で面接交渉権を考える以上、少し無理な解釈であるように思われる。<sup>(28)</sup>

だが、前述(2参照)したように、子の親権者もしくは監護者が面接交渉に消極的な場合はもう一方の親が家庭裁判所に申し立てをしてこの要求をかなえることは可能なのである。民法が離婚後における単独親権を定めているのは、日常生活において子の世話をすることは事実上いずれかの親しかできないためである。親は子に対して親であるがゆえに常に無定型、無定量の義務を負っており、離婚によって日常の監護をせずとも、子供を精神的に支えて健全育成に努めることは監護者であると否とを問わず親の義務なのである。

したがって、法定代理人にはなれないが、親権者または監護者の地位でない親も子を代理する形で子のために面接交渉の申し立てをなすことはできるのであり、面接交渉を親の権利と構成しなくとも申し立ては可能である。逆に親の権利とすれば両親間の紛争解決の取り引きに子が使われかねず、子の福祉に反する面接交渉がなされる恐れがあるのではなからうか。

### 三、面接交渉権の許容基準

では子の利益となる面接交渉をなすにはその権利行使をいかなる場合に認め、いかなる場合には制限もしくは禁止しなければならないだろうか。

#### (一) 審判例の動向

これまでの審判例は①非監護親が法的に面接交渉権を有するものと認めながらも、その権利行使を認めたもの<sup>(28)</sup>、②父母の感情対立や紛争の激化という困難な状況下にあっても制限的ながら結果として積極的に面接交渉権

を認めたものに大別されるが、その傾向として子が監護親の単独親権下にある場合は、父母間の紛争が激しくても面接交渉権を全面的に否定する例が少ないことがあげられる。<sup>(31)</sup>

例えば、東京家裁昭和四四年五月二二日審判(家裁月報二二卷三号)は別件の養育費をめぐって離婚以降の心理的わだかまりが尾を引いている父母が面接交渉が認められることによって再び両者の間の感情を緊張させかねないという状況にあるにもかかわらず面接交渉の方法を父母に代わって具体的に指示することによって父母間の面接交渉を認めている。また、京都家裁昭和四七年九月一九日審判(家裁月報二五卷七号)は、離婚後親権者とならなかった父が子との面接交渉をする際に調停条項を守らず酒気帯びで面接交渉をしたり子供を引き渡さなかったりした事実があったにもかかわらず、それを理由とする親権者からの面接交渉の全面的な禁止を認めなかったものである。審判は『相手方は過去を反省し、今後円満に事件本人に面接できる場合、事件本人に対し養育費として毎月一二、〇〇〇円程度の仕送りをしてよい旨言明しておるので、相手方の事件本人に対する面接を全面的に禁止することは相当でない』として調査官の指示に従っての面接交渉を認めている。

これらの例にみられるように、審判例は面接交渉が明らかに子の福祉を害していない限り、面接交渉を認めており、面接交渉権を非監護親の権利として尊重している。しかし、次の場合には面接交渉権は否定される傾向にある。<sup>(32)</sup>

①子が監護親の再婚相手と養子縁組し、実親と養親の共同親権下にあつて、安定した生活を送っている場合。<sup>(33)</sup>

②実父母が離婚した後子が第三者夫婦の養子となつて安定した生活を送っている場合。<sup>(24)</sup>

③子が面接交渉を経験したが面接交渉後しばらくの間情緒が安定しないなどの悪影響が出たり、子が面接交渉に拒否反応を示すようになったりした場合<sup>(35)</sup>。

④非監護親の行動や生活態度に大きな問題があり、子と円滑かつ平穩に面接交渉することが期待できない場合<sup>(36)</sup>。

しかし、①の場合においても、子供が現在事実上の父親と実父との存在を明確に区別しており、また、実父に対し格別の悪感情を抱いていない状況にあるという事案では面接交渉が子の健全育成に悪影響を及ぼす不安定要素の存在が見られないことを理由に実父の面接交渉権を認めたものもあり（前掲東京家裁昭和六二年三月三一日審判）、①、②の場合には、子の福祉の向上につながるならば面接交渉は認められるといえよう。

## (2) 学説の動向

面接交渉の許容基準の考え方としては次の三つの見解がある。

①面接交渉が認められるにはそれが子の福祉に積極的に寄与することが明らかでなければならないという見解<sup>(37)</sup>。

②面接交渉が明らかに子の福祉を害しない限りこれを認めるという見解<sup>(38)</sup>。

③非監護親が子に対して直接その福祉を害する行為（例えば暴力行為、精神的虐待、性的虐待、誘拐など）に及ぶ恐れがない限りは面接交渉を認めるという見解。

①説は面接交渉は子の利益となることが少ないとして、面接交渉権の権利性を消極的に解する立場から生じた基準である。また②説は多くの審判例の考え方であるが、学説も子の福祉に配慮しながらも非監護親の権利を尊重しようとする考えにたっている。③説は面接交渉権を非監護親の権利として最大限に尊重するものでアメリカにおいて広くとられている見解だ<sup>(39)</sup>。

が、同時に面接交渉権を子の権利としても最大限に尊重するものである。

面接交渉権を子の権利として捉えるならば、子の福祉に反しない限りでできるだけ広く、面接交渉の認められる範囲を広げることが子の利益に沿うものといえよう。したがって③説が妥当であると考ええる。

## 四、おわりに

これまでの審判例や学説を通して面接交渉権のあり方を考察してきたが、我が国においては子のための面接交渉の実現はまだまだ難しそうである。親権に対する国民の意識はまだ「子に対する親の権利」と考える者が多く、子を独立した権利主体とみる考え方は我が国においては十分に成長していない。

家庭裁判所は、調査官制度を通して子の利益にきめ細かな判断を下そうと努力しており、心理学や社会学といった分野の研究も進んでいる。しかし、家庭裁判所での審判がなされるまでには相当日数が経過しており、折角審判がなされても実際の親子間の交渉がうまくはかれない場合も生じる。また性格上、面接交渉が不履行となった場合の強制力に乏しい面接交渉もある。

以上のように子の利益に十分合致する面接交渉が実施されるようになるには、まだ解決しなければならない問題が多いが、子の利益を十分に保障する審判例の集積や学説の展開を通じて、子のための面接交渉権が国民の中で浸透するよう、意識を改革していくことが必要であろう。

(注)

(1) 最高裁判決・昭和六二年九月二日民 四一卷六号一四二三

(2) 湯沢雅彦「子供にとっての離婚問題」ジュリスト増刊「子供の人權」

- 谷川克・前澤智恵子「離婚のなかの子ども」ジュリスト八五八等参照
- (3) 稲子宣子「子の権利としての面接交渉」日本福祉大学研究紀要四二号一〇〇頁以下
- (4) 大阪家裁昭和四三年五月二八日審判(家裁月報二十卷一〇号)  
東京家裁昭和四四年五月二二日審判(家裁月報二二卷三号)  
大分家裁中津支部昭和五一年七月二二日審判(家裁月報二九卷二号)等
- (5) 島津一郎「子の利益とは何か(一)(二)」判例評論一七五号三頁、一七八号二頁、梶村本市「子のための面接交渉」ケース研究一五三号九四頁以下等
- (6) 国府剛「親権」民法講座I親族相続二六二頁の分類による
- (7) 森口静・鈴木経夫「監護者でない親と子の面接」ジュリスト一四号七五頁
- (8) 明山和夫「注釈民法」(二三)七五頁
- (9) 久貴忠彦「面接交渉権覚書」阪大法学六三号一一七頁、高橋忠次郎「子の監護と面接交渉権」ジュリスト四七二号一一九頁、沼辺笈一「子の監護をめぐる諸問題」家裁月報二五卷一六頁、田中(実)「面接交渉権」現代家族法大系二二五八頁
- (10) 山本正憲「面接交渉権について」岡山大学法経学会雑誌一八卷二号一八五頁、佐藤義彦「離婚後親権を行わない親の面接交渉権」同志社法学一一〇号五〇頁以下、中川 淳「離婚後親権を行わない父母の一方の面接交渉権」法律時報四一巻九号一四二頁、野田愛子「面接交渉権の権利性について」家庭裁判所の諸問題(上)二〇九頁、川田昇「面接交渉権」民法の争点三七一頁等
- (11) 相原尚夫「面接交渉の実務覚書」ケース研究一一四号五二頁、国府 剛「面接交渉権の制限と憲法二三条」家族法審判例の研究一四九頁、子前掲九九頁等
- (12) 石川 穰「離婚による非監護親の面接交渉権」家族法の理論と実務二八六頁
- (13) 田中(実) 前掲二五七頁
- (14) 石川 前掲二八九頁
- (15) 梶村本市「離婚と子の保護」ロースクール三七号三五頁
- (16) ゴールドシュタイン・セミナー結果報告その1、2 二五、二六頁
- (17) 島津 前掲等
- (18) 佐藤千裕(非監護親と子の面接交渉をめぐる諸問題)調研紀要五二号六〇頁
- (19) 国府 前掲論文
- (20) 島津 前掲論文
- (21) 石川「子どもの権利・アメリカにおける論議」ジュリスト六〇七号
- (22) 相原、国府、稲子、石川前掲論文
- (23) 佐藤千裕 前掲六四頁、注四六参照
- (24) (25) (26) 稲子 前掲九三頁以下、九八頁、一〇〇頁
- (27) 上野雅和「民法学のあゆみ」法律時報五三卷五号一一八頁
- (28) 田中(実) 前掲二五九頁
- (29) 東京家裁昭和四〇年一二月八日決定、大阪家裁昭和四三年五月二八日審判(家裁月報二十卷一〇号)、大分家裁中津支部昭和五一年七月二二日審判(家裁月報二九卷二号)、浦和家裁昭和五七年四月二日審判(家裁月報三五卷八号)四卷九号)、浦和家裁昭和五七年四月二日審判(家裁月報三五卷八号)
- (30) 東京家裁昭和三九年一二月一四日審判(家裁月報一七卷四号)、東京家裁昭和四二年六月九日審判(家裁月報二〇卷三号)、東京家裁昭和四四年五月二二日審判(家裁月報二二卷三号)
- (31) (32) 佐藤 前掲五七頁
- (33) 東京家裁昭和四〇年一二月八日決定
- (34) 大分家裁中津支部昭和五一年七月二二日審判
- (35) 大阪家裁昭和四三年五月二八日審判、浦和家裁昭和五六年九月一六日審判
- (36) 浦和家裁昭和五七年四月二日審判
- (37) 明山「親権を行わない親の面接交渉権」家族法判例百選(第三版)梶村 前掲論文
- (38) 高橋、森口、鈴木、沼辺 前掲論文
- (39) 谷川、前澤、石川 前掲論文

(本学教授)